

老人福祉専門分科会	
R 2. 10. 26	資料 9

老人憩の家の 利用者負担の見直し

1 前回分科会での委員意見

(1) 一般利用料金(案)

☞【委員意見】過去の経緯の中で、改定するとしても50円を超える値上げ幅はない。3案ほどの選択肢を示す中で、具体的に議論したらどうか。

(2) 障害者及び介助者(1名)の利用料金(案)

☞【委員意見①】特段の理由がなければ、引き続き、無償でもよいのではないか。

☞【委員意見②】一般料金と同様に、応益負担とすべきではないか。

2 一般利用料金(案)

案1 270円

・「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、入浴関連コストに対する料金を算出したところ、平成30年度決算ベースで271円(前回改定時は227円)。入浴関連コストをおおむね賄える。

案2 250円

・入浴関連コストを一定程度賄いつつ、利用者負担の急激な上昇を緩和する。過去の利用料金見直しにおける最大の値上げ幅である50円を超えない水準となる。

案3 300円

・「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づく改定上限額とし、入浴関連コストを十分に賄える。利用者が1割程度減少した場合でも、入浴関連コストをおおむね賄える。

3 障害者及び介助者(1名)の利用料金(案)

障害者等利用料金は、有償・無償双方の意見があることから、今回は結論を見送ることとする。

案1 見直しを検討する

・障害者等の利用料金について、今回の改定は見送り、引く続き無償とし、附帯意見(障害者の意見聴取の上、要検討)を付す。

案2 引き続き無償とする

・障害者等の料金について、当面無償とし、附帯意見は特に付さない。

【附帯意見(案)】

- ・改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認すること
- ・現在無料の障害者の利用については障害者の意見を確認すること(案1の場合)
- ・上記2点を確認したうえで3年後に改めて利用者負担の見直しの検討を行うこと

4 収支試算

(1) 年間の利用料金収入の推移 (全10施設の合計額)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
利用料金収入(円)	18,877,030	18,116,450	21,683,670	21,063,280	16,644,980

(2) 年間の利用料金収入の試算 (全10施設の合計額、平成30年度利用者数ベース)

利用料金収入	一般利用者のみ 200円	【案1】一般利用者 のみ270円	【案2】一般利用者 のみ250円	【案3】一般利用者 のみ300円
【利用者30年度並み】 利用料金収入(円)	21,063,280	28,435,428	26,329,100	31,594,920
【利用者対30年度比10%減】 利用料金収入(円)	18,956,952	25,591,885	23,696,190	28,435,428
【利用者対30年度比20%減】 利用料金収入(円)	16,850,624	22,748,342	21,063,280	25,275,936

(3) 年間収支試算（全10施設の合計額）

- ① 平成30年度収支
収入 200円×155,466人＝ 31,093千円 ※
支出(入浴関連コスト) ＝ 42,145千円
差額 ＝ -11,052千円
- ② 案1試算（平成30年度決算ベースでのコスト）
収入 270円×155,466人＝ 41,975千円 ※
支出(入浴関連コスト) ＝ 42,145千円
差額 ＝ -170千円
- ③ 案2試算（平成30年度決算ベースでのコスト）
収入 250円×155,466人＝ 38,867千円 ※
支出(入浴関連コスト) ＝ 42,145千円
差額 ＝ -3,278千円
- ④ 案3試算（平成30年度決算ベースでのコスト）
収入 300円×155,466人＝ 46,640千円 ※
支出(入浴関連コスト) ＝ 42,145千円
差額 ＝ 4,495千円

※ 収入額は、障害者等を含めたすべての入浴者数をもとに算出している。

5 今後のスケジュール

令和2年11月13日(金)	<ul style="list-style-type: none">・答申案決定(老人福祉専門分科会)・長野市社会福祉審議会へ報告、答申(市長)
11月25日(水)	<ul style="list-style-type: none">・部長会議(市方針案の協議、決定)→ 政策説明会
令和3年 3月市議会	<ul style="list-style-type: none">・条例改正案提出、議決
4月～6月 7月	<ul style="list-style-type: none">・市民への周知期間・新利用料金スタート